

就 労 誓 約 書

宮 崎 市 長 殿

私は、2か月以内に就職し勤務先から就労証明書をもらい提出いたします。

なお、2か月以内に就労証明書を提出できない場合は、児童クラブを退会または申請の取下げをされても異議はありません。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

児童クラブ名 _____ 児童名 _____

※年度途中離職者は記入してください。 退職日：令和 年 月 日

※ 必ずお読みください。

- ① 就労先が決定しましたら、速やかに就労証明書を提出してください。
- ② 誓約書で申請をされた場合も入会または待機の決定について、生涯学習課より文書通知があります。
- ③ 猶予期間は、申請のあった（誓約書を提出した）日付から2か月となりますので、期間についてはご自身で把握してください。
- ④ 年度途中で離職された方の猶予期間は、退職日から2か月となりますので、期間についてはご自身で把握してください。
- ⑤ 同一年度内に2回以上、誓約書を提出することはできません（雇用期限満了での退職や会社都合での退職を除く）。